

「最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付業務委託」 提案競技 募集要項

この要項は、平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）を踏まえ、違法とされた生活扶助基準について新たな水準を設定し、その差額分を当時の生活保護受給者に対して追加給付を行うにあたり、支給事務を円滑に行うため、書類送付・受付、精査、問い合わせ対応その他の関係事務に関する業務の受託事業者を選定するための提案競技への参加について、必要な事項を定めたものである。

提案競技への参加を希望する者は、以下の事項を熟読し、了知したうえで申し込みを行うこと。

1 提案に付する事項

- (1) 業務の名称 最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 提案を求める事項 別添資料 1 「提案仕様書」参照
- (4) 提案に係る経費の上限額 350,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案価格が上限額を超える場合は、失格となる。

2 参加資格

次の各号の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は

会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 (8) 共同企業体 (JV 又はコンソーシアム) で参加する場合には、全ての構成員が上記 (1) ~ (7) に加え、以下の要件を満たすこと。

- ① 共同企業体の構成員は、業務分担にかかわらず、各々が発注者に対し、連帯して委託業務全ての責任を負うものとする。
- ② 共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業としてこの提案競技に参加する者でないこと。
- ③ JV 又はコンソーシアム構成企業間で協定を締結していること (別添参考資料「コンソーシアム協定書 (例)」参照のこと。)

※構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加資格の申請、提案競技の手続を行うこと。

※提案競技参加申込書提出後の代表企業の変更及び構成企業の変更は認めない。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年3月17日 (火)
(2) 質問書提出期限	令和8年3月23日 (月) 12時
(3) 参加申込書提出期限	令和8年3月27日 (金) 17時
(4) 企画提案書提出期限	参加資格確認日~令和8年4月13日 (月) 17時
(5) プレゼンテーション	令和8年4月22~24日のうち1日 (予定)
(6) 最優秀提案者決定	令和8年4月28日 (火) 予定
(7) 契約締結	令和8年5月11日 (月) 予定

4 参加申込書の提出

本提案競技に参加を申し込む場合は、参加資格を確認し、以下のとおり提出書類一式を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月27日 (金) 17時まで (必着)

(2) 提出方法

提案競技への参加を希望する事業者は、次項の提出書類を「12 問い合わせ先」まで持参、郵送又は電子メールで送付すること。郵送は提出期限必着とする。

※原本の提出が必要な場合は、電子メール不可。

(3) 提出書類

以下の書類のうち、②~④については、参加申込日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

また、共同企業体での申し込みする場合には、②~⑩について構成員すべてのものを提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通

局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式1）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤ 委任状（様式2）

注1）この提案競技の案件に係る福岡市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式2により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式3）

注1）様式3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式4）

注1）様式4に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写しを提出すること。

注2）個人の場合は、様式第5号をもとに作成のうえ提出すること。

⑨ 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

⑩ 過去5年以内の他の自治体における類似案件の受託実績一覧（様式6）

⑪ 共同企業体での申し込みの場合は、JV又はコンソーシアム協定書の写し

(4) 参加資格の確認通知

提案競技参加申込書を提出した者について、参加資格を確認のうえ、参加資格の有無を令和8年4月3日（金）までに、担当者宛に電子メールで連絡する。なお、電話等による結果の問い合わせには対応しない。

期限までに申込書を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができない。なお、参加資格有りと確認された者であっても、参加資格の要件を満たさないことが後で明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

参加資格がないと確認された者については、結果の通知を行った翌日から起算して5日（休日は含まない）以内に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

説明を求めた者に対しては書面を受け取った日の翌日から起算して5日（休日は含まない）以内に書面により回答する。

(5) 参加辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限である令和8年4月13日（月）17時までに「提案競技参加辞退届（様式7）」を提出すること。

5 質問の受付及び回答

提案を行うに当たり質問がある場合は、提案競技質問票（様式8）に記載の上、提出すること。（提案競技に係る説明会は行わない。）

(1) 質問締切 令和8年3月23日（月）12時まで

(2) 提出方法 「12 問い合わせ先」宛に電子メールで提出すること。

※未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡すること。

また、件名欄に「【追加給付業務委託】提案競技に関する質問」と記入すること。

(3) 回答 令和8年4月3日（予定）に提案競技参加申込書を提出された事業者の担当者宛に電子メールで回答を送付する。

(4) その他

① 同趣旨の質問が複数あった場合には、とりまとめのうえ回答する。

② 質問者の名称等は非公開する。

③ 評価及び審査に関する質問については、回答できない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月13日（月）17時まで（必着）

（受付時間：土日祝日を除く10時から17時まで）

(2) 提出方法

「12 問い合わせ先」に持参又は郵送すること。郵送による場合は、特定記録郵便又は簡易書留によることとし、提出期限必着とすること。

(3) 提出部数

企画提案書（印刷物） 正本1部、副本10部
概要版（副本の内容をA3版で1ページにまとめたもの）10部

(4) 内容

別添資料2「提案書作成要領」に従い作成すること。

(5) 留意事項

- ① 提案書の提出は、1提案者につき1案とする。
- ② 提出後の追加、修正は原則として認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- ③ 提出期限までに提案書の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。

7 提案事業者プレゼンテーション・審査会

提案書等の提出のあった事業者のうち、参加資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案説明（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査を行う。提案説明の詳細な時間等については、別途、担当者宛に電子メールで連絡する。なお、電話等による問い合わせには対応しない。

期限までに申込書を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができない。また、参加資格有りと確認された者であっても、参加資格の要件を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

(1) 実施日

令和8年4月22～24日のうち1日（予定）

(2) 場所

福岡市役所 本庁舎会議室予定
福岡市中央区天神1-8-1

(3) 実施方法

提案説明は、提出資料をもとに行ってください。

- ①説明時間 20分程度
質疑応答 10分程度
- ②出席者 1事業者につき3名までとする。

(4) 審査及び選定

- ① 選定委員による提案内容に係る評価及び提出された受託実績等を基に審査し、提案者の中から最も優れた提案者を選定する。

評価項目及び配点等は、別添資料3「評価項目表」のとおり。

- ② 技術点が50点（技術点満点の50%以上）に達しない者は、最優秀提案者とししない。
- ③ 提案競技に関する事項について、この募集要項に定める手段以外の方法で、関係者と直接、間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とし、審査の対象とししない。
- ④ 必要に応じて、提案内容や提出書類の内容について説明を求める場合がある。

(5) 選定結果

令和8年4月28日(火)(予定)に提案者全員に電子メールで通知する。また、選定結果について市のホームページで公表する。(最優秀提案者以外の提案者名は非公表)

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

8 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。

9 最優秀提案者との契約について

この提案競技における最優秀提案者と協議のうえ、提案内容を反映させた委託仕様の調整を行い、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る価格協議を行う。また、委託仕様の調整にあたっては、原則として選定された提案内容を基に作成することとするが、提案者と協議のうえ、提案仕様に定める業務履行要件に反しない範囲で提案内容からの一部変更や要件等の追加を行うことがある。

委託仕様の調整協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者を繰り上げ採用することがある。なお、採用取消しに伴う補償等は一切行わない。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成その他の提案競技参加に係る諸費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書提出後、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (3) 審査結果の採点内容に関する質問には一切答えない。
- (4) 交付した書類は、この提案競技参加に関する目的以外での利用はできない。
- (5) 提出された提案書その他の提出書類一切については、返却できない。なお、提出書類をこの提案競技の目的以外に無断で使用することはない。
- (6) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製することがある。
- (7) 提出書類又は提案内容に虚偽若しくは実施不可能な内容があった場合には失格とする。
- (8) 提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (9) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開する。
- (10) 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、参加資格を欠くこととなった場合や措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合その他失格要件に該当した場合は、契約の相手方としないことがある。
- (11) この提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き日本語及び日本国通貨に限る。

11 様式

- (1) 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 委任状（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 役員名簿（様式4）
- (5) 個人用財務諸表（様式5）
- (6) 受託実績一覧（様式6）
- (7) 提案競技参加辞退届（様式7）
- (8) 提案競技質問票（様式8）
- (9) 費用見積書（様式9）
- (10) 参考様式： コンソーシアム協定書（例）
参考様式： 提案書表紙

12 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市福祉局生活福祉部保護課

電話： 092-711-4231

FAX： 092-711-4232

電子メール： hogo.PWB@city.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先は提案競技に係る事業者用であり、
生活保護費等の追加給付に関する問い合わせにはお答えできません。